最終更新日：2016年7月5日
株式会社シモジマ
代表取締役社長　下島　和光
問合せ先：取締役上席執行役員管理本部長兼人事部長　下島　雅幸
証券コード：7482
http://www.shimojima.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの有効的機能が求められていることを十分に認識しております。経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主及び当社の置かれた社会的立場を重視した公正・公明な経営システムを構築し、維持することを最重要課題としております。具体的には、適時適切な情報開示に努め経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、コンプライアンス体制の強化をはかりながら意思決定と業務執行が適切に行われるよう、適正かつ効率的な取締役会の運営に努め、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに最適な企業組織のあり方を追求して、株主及び他の利害関係者の期待に応えてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社では、株主構成の状況に鑑み、現在、議決権電子行使プラットフォームへの参加や招集通知の英訳を実施しておりません。今後の課題として検討してまいります。
【補充原則1－2－5】
当社では、株主総会での議決権行使資格の確認を保有名義で実施しており、実質株主自身による議決権行使は認めておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
政策保有について、当社の成長に必要かどうか、有効な資金活用はないか、また、取引先の成長性、将来性の観点でどうかを総合的に検証、判断し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、実施しています。
議決権行使基準について、企業価値の向上につながる意思決定を行っているかの観点から検討を行ったうえで、総合的な判断をしています。

【原則1－7】
当社では、取締役の競業取引や利益相反取引につき、取締役会付議基準に則り、取締役会の決議事項といたしております。その審議・議決の際には、当該役員は、特別利害関係人として除外されます。
また、取引条件及び取引条件の決定方針等につき、株主総会招集通知で開示しております。

【原則3－1】
(1)会社の社是、経営理念、企業行動指針、中長期方針を当社ホームページで開示しています(会社の社是、経営理念、企業行動指針につきhttp://www.shimojima.co.jp/company/kihan.html 中長期方針につきhttp://www.shimojima.co.jp/ir/chuchoki.html)。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本方針は、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、及びCSR報告書にて開示しています。
(有価証券報告書につきhttp://www.shimojima.co.jp/ir/kinyu.html
コーポレートガバナンス報告書につきhttp://www.shimojima.co.jp/company/kihan.html
CSR報告書につきhttp://www.shimojima.co.jp/ir/csrhoukoku.html)
(3)経営陣幹部、取締役の報酬は、定額的な基本報酬と業績に連動する賞与の二本立てとしており、後者の算定では経営上の提案状況及びその実施状況、結果としての経営実績を斟酌しております。最終的に、報酬は取締役会が決定しております。
(4)取締役会での経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際は、取締役規程、取締役会規程、執行役員規程、監査役規程、監査役会規程等により、法定要件を満たしているかどうかのほか、その人格と識見を重視し、取締役会で慎重に審議しています。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスをはかっております。
(5)新任取締役・新任監査役の選任理由に関しましては、株主総会の招集通知で開示いたしております。

【補充原則4－1－1】
当社では、執行役員制を採用しており、重要な意思決定及び監督を取締役会にて実施し、日常的な業務執行を執行役員が実施するという基本体制をとっております。
重要事項の意思決定や監督に関する事項については、取締役会規程と取締役会付議基準等に規定しています。日常的な執行に関する委任の具体的な範囲は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により明確に定めています。その概要及び各執行役員の管掌業務の概略に関しては、招集通知、有価証券報告書等で明記しています。

【原則4－8】
当社では、独立社外取締役を複数選任しており、独立した専門的な見地からの有益な助言を受けております。これは、会社の環境を勘案した自主的な判断の結果であります。その判断のための方針としては、当社では、コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書で開示しているほか、役員の独立性の判断基準を独自に整備し、運用しています。

【原則4－9】
当社では、独立社外役員の独立性を判断するうえで、独自の基準を設定し開示しております。
取締役会は、同基準のほか、人格、経営に関する経験や見識、法律・会計・財務等に関する専門性など、率直・活発で建設的な検討への貢献を期待できるような人物を社外取締役の候補者に選定するよう、尽力しております。

【補充原則4－11－1】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しております（原則３－１（４））。（取締役会での経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際は、取締役規程、取締役会規程、執行役員規程、監査役規程、監査役会規程等により、法定要件を満たしているかどうかのほか、その人格と識見を重視し、取締役会で慎重に審議しています。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスをはかっております。）

【補充原則４－１１－２】
当社では、株主総会の招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書を通じて、兼任状況の開示を行っています。
（招集通知につきhttp://www.shimojima.co.jp/ir/kabunushi.html
有価証券報告書につきhttp://www.shimojima.co.jp/ir/kinyu.html
コーポレートガバナンス報告書につきhttp://www.shimojima.co.jp/company/kihan.html ）
また、業務執行取締役については、兼任は当社グループ内に制限されており、当社グループでの経営に専念できる状況にあります。

【補充原則４－１１－３】
当社は、企業価値の向上を図るべく、平成28年５月、アンケート方式により、取締役会の自己評価を実施いたしました。
・実施対象：全取締役及び全監査役
・実施目的：アンケートを各対象者が記入の上、取締役会の実効性を客観的に検証し、抽出された課題について、必要に応じて改善を図る。
・実施項目：本年度は、取締役会の構成とその運営を重点項目といたしました。
・結果概要：従前における当社取締役会の状況につきましては、人数や構成、開催頻度は妥当であり、議事進行の円滑性や発言の自由度は十分確保されているとの認識でありましたが、社外取締役に対する情報提供の体制や、取締役会への提出資料の内容・分量・検討時間について、改善の余地があることが明らかになりました。
以上の結果を踏まえて今後の対応を議論いたしましたところ、取締役会の構成につきましては、経営体制の強化が必要であるとの結論に到り、平成28年6月24日開催の第55期定時株主総会決議におきまして、取締役を２名増員いたしました。また、取締役会の運営につきましては、取締役間の情報アクセスの充実や、提出資料の改善等に取り組むこととなりました。今後も取締役会の実効性向上を図ってまいります。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役及び監査役のトレーニングの重要性を認識しており、取締役規程・監査役規程でも義務化しております。
これを受けて、取締役・監査役は、セミナーや研究会に出席し、研鑽をはかっています。

【原則５－１】
株主からの対話の申込みに対しては、ディスクロージャーポリシーを自社ホームページにて開示し、積極的に対応をはかっています。また、決算の開示に際して、機関投資家向けの決算説明会を開催しているほか、IR窓口を設置し、その連絡先を自社ホームページにて開示しています（http://www.shimojima.co.jp/ir/toiawase.html）。
（１）当社では、株主との対話全般は、管理本部管掌の業務執行取締役が統括しております。
（２）そして、対話を補助するIR担当部署は、経営企画室となっており、同部署が総務部・経理部と密接に連携して、株主との対話に努めております。機関投資家は経営企画室が、個人投資家及び株主は主に総務部が対応しております。
（３）対話の形式としては、個別の電話対談、個別面談のほか、年２回の決算説明会により対応しております。
（４）対話において把握された株主の意見・懸念については、経営企画室や総務部より経営陣幹部にフィードバックされております。
（５）インサイダー情報については、総務部を中心に社内規程によって管理しており、経営企画室、経理部等関連部署にも周知徹底を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社　謙友	2,822,000	11.63
有限会社　ケイエヌジェイ	2,787,600	11.49
有限会社　和貴	2,295,600	9.46
下島　謙司	2,139,360	8.81
下島　公明	724,600	2.98
下島　和光	713,781	2.94
シモジマ従業員持株会	592,075	2.44
日本生命保険相互会社	560,547	2.31
シモジマ取引先持株会	458,848	1.89
株式会社SBI証券	382,800	1.57

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか、当社が自己株式780,130株を保有しております。割合（%）は小数点第３位未満を切り捨てております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
舩井　勝仁	他の会社の出身者											
梅野　　勉	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舩井　勝仁	○	（株）船井本社代表取締役であり、当該会社と当社との間には取引関係はありません。	舩井勝仁氏につきましては、経営コンサルティング会社の取締役として経営に関与されております。また、当社経営に対し客観的な意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定が行われ、監督機能の実効性が確保されると判断したため、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。
梅野　　勉	○	三井金属アクト（株）社外取締役であり、当該会社と当社との間に取引関係はありません。	梅野勉氏につきましては、永年にわたり自動車関連企業の経営者として経営に関与されております。経営全般の監視並びに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・意見を期待できると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがな

			い独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部統制システムの実効性を高めるため、内部統制に関する社内体制の強化をはかるとともに、業務執行部門から独立した内部監査部門(監査室)3名が当社各部署及び子会社に対する内部監査(会計監査、業務監査、組織制度監査等)を定期的に実施しております。監査対象は本社部門を始め全事業部門で、期末までに翌期の内部監査計画書を策定して内部監査業務を展開しております。業務活動の効率性、違法性、社内規程の順守等に関する検証を行い、監査結果については内部監査報告書により社長及び監査役会に報告しております。また、必要に応じて、指摘事項について是正させております。

当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名構成となっております。

監査役会は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保することを基本責務であると認識しております。監査役は、取締役会・執行役員会等の重要な意思決定会議へ出席し、付議事項の妥当性、手続きの適法性の確認をするとともに、必要な意見を述べております。また、連結計算書類及び計算書類等の監査については、監査役監査規程に基づき会計監査人と会合を開催して情報の共有化をはかっております。さらに監査役は、監査上の必要性に従い、内部監査部門と緊密な連携を保ち内部監査の結果を活用しております。なお、会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤　裕一	公認会計士													
榎本　峰夫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

佐藤　裕一	○	公認会計士佐藤裕一事務所代表及び(株)東葛ホールディングス社外監査役、シンデン・ハイテックス(株)社外監査役であり、当該事務所及び当該会社と当社との間に取引関係はありません。	佐藤裕一氏につきましては、公認会計士として監査実績及び経理・財務に関する専門知識を保有し、当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、経営陣から一定の距離を取りながら当社の経営を監視していただいております。また、同氏が代表しております会計事務所及び社外役員に就任しております株式会社と、当社には取引等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。
榎本　峰夫	○	榎本峰夫法律事務所主宰(代表)及び(株)セガホールディングス社外監査役、日本工営(株)社外監査役並びにセガサミーホールディングス(株)社外監査役であります。なお、当該事務所及び当該会社と当社との間に取引関係はありません。	榎本峰夫氏につきましては、弁護士として豊富な経験により当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、公正かつ中立的な立場において、適切な助言や監督していただいております。また、同氏が代表しております弁護士事務所及び社外役員に就任しております株式会社と当社には、取引等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、「社外取締役及び社外監査役の独立性基準」を定めており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考えとしています。本独立性基準により、社外取締役2名及び社外監査役2名は独立役員に指定しております。当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。
当社における「社外取締役及び社外監査役の独立性基準」は、以下のとおりです。
(1) 就任予定日または過去において、当社及び当社の子会社等または関連会社の業務執行者となったことがないこと。
(2) 現に当社の子会社及び関連会社に所属している者でないこと。
(3) 前1項・2項に関連して、就任予定日から遡って退職後10年間以上経過していること。
(4) 直近3会計年度において、当社の株主名簿の上位10位以内の大株主、または大株主である団体に所属している者でないこと。
(5) 直近3会計年度において、当社グループが実施した取引総額が相互に年間の連結売上高の1%以上の取引先に現に所属している者でないこと。
(6) 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に年平均10百万円以上の金銭その他の財産上の収入を得ている会計専門家、法律専門家またはコンサルタント若しくは顧問契約先(法人または団体である場合は、現に所属している者)ではないこと。
(7) 直近3会計年度において、年平均の総収入の1%以上の寄付を当社グループから受けている非営利団体に所属している者でないこと。
(8) 前4項5項6項及び7項に関連して、団体または取引先等に所属していた場合、就任予定日から遡って退職後5年以上経過していること。
(9) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度及びストックオプション制度等のインセンティブの付与に関しては、現在研究中ではありますが、未だその採用には至っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

前会計年度における当社の取締役に対する報酬は140百万円（うち、社外取締役に対する報酬8百万円）、監査役に対する報酬は30百万円（うち、社外監査役に対する報酬5百万円）で、役員報酬の合計は171百万円であります。連結報酬等の総額が1億円を超える者はおりませんので、各取締役個別の報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

（1）社外取締役のサポート体制
取締役会の事務局である総務部より、資料及び議事録等を紙媒体または電子メールにて送付しています。また、議案内容に関する説明及び資料を求めた場合には、担当役員、担当部門または事務局が補佐しています。
（2）社外監査役のサポート体制
監査役が職務補助のために監査役スタッフを置くことを求めた場合には、監査役の職務を援助するために必要な要員を配置します。また、その人事異動、評価、懲戒に関しては監査役会の事前同意を要することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）会社の経営管理組織及び現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
当社取締役会は、当社グループ全体の視野に立った経営の基本方針及び経営の重要な意思決定と業務執行を指揮監督する役割を担っております。
また、平成26年6月24日開催の第53回定時株主総会において、社外取締役1名選任を決議し、平成27年6月24日開催の第54回定時株主総会において、コーポレート・ガバナンスの強化をはかるうえで社外取締役1名の増員をはかっています。本報告書提出日現在の経営体制は、取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）、執行役員は6名（取締役兼務5名は除く）となっています。
社外取締役は、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するため意見等を述べるなど経営監視機能を強化する役割を担っています。
また、当社は執行役員制度を導入しています。執行役員制度導入の目的は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離により経営効率化を推進し、権限を移譲することで業務執行上の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化をはかることにあります。
取締役会を補佐する協議機関として、代表取締役のもと業務執行取締役及び執行役員等によって構成される執行役員会（月2回開催）において、当社及び当社グループに関する経営の方向性や方針を明確にしております。また、リスク管理の重要性に鑑み内部統制委員会、品質管理委員会などの任意機関を設け、ガバナンスの充実をはかっております。取締役の指名・報酬につきましては、指名委員会・報酬委員会等は設置しておりませんが、適正な基準を運用しているほか、社外取締役が適切な関与・助言を行うことにより、ガバナンスを確保しております。
当社は監査役会設置会社であり、各監査役は、客観的な立場から取締役の職務の執行を監視・検証し、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、内部監査部門や会計監査人と連携をはかりながら、各部門及び当社グループ各社からのヒヤリングや社内書類の閲覧等を行い、取締役及び執行役員等の職務の執行の妥当性、効率性を幅広く検証しております。
さらに、取締役及び執行役員等は、業務執行部門から独立した内部監査部門による定期的な監査と検証の実施等により、善管注意義務違反や違法行為等に関する防止体制が整い、業務執行が適切かつ効率的に行われていると判断しており、現状の体制を採用しております。
なお、開示に関しましては、ディスクロージャーポリシーにより、常に投資家等の視点に立ち、迅速、正確かつ公平に対処するものとし、会社情報を把握・管理し、適時適切な開示を行うものとしております。
さらに、財務報告に係る内部統制をはじめリスク管理やコンプライアンス活動に基づく体制整備により、適法性・妥当性について合理的な判断を行う体制としています。加えて、業務執行部門から独立した内部監査部門による定期的な監査と検証の実施により、善管注意義務違反や違法行為等に関して防止体制を採っております。内部監査部門に相当する監査室は、取締役と随時会合しているほか、監査役との密接な連携を確保しており、また、定期監査や四半期レビューの報告等を通じて外部会計監査人との連携をはかっています。
なお、会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。業務執行社員（公認会計士）は北澄和也氏、立石康人氏の2名であり、当事業年度における会計監査業務に係る補助者は公認会計士11名、その他18名が携わっております。
（2）内部監査及び監査役監査の状況
当社は、内部統制システムの実効性を高めるため、内部統制に関する社内体制の強化をはかるとともに、業務執行部門から独立した内部監査部門（監査室）3名が当社各部署及び子会社に対する内部監査（会計監査、業務監査、組織制度監査等）を定期的に実施しております。
監査対象は本社部門を始め全事業部門で、期末までに翌期の内部監査計画書を策定して内部監査業務を展開しております。業務活動の効率性、違法性、社内規程の順守等に関する検証を行い、監査結果については内部監査報告書により社長及び監査役会に報告しております。また、必要に応じて、指摘事項について是正させております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

現状の体制を採用する理由は、コーポレート・ガバナンスの強化をはかるとともに、意思決定について客観的立場を踏まえた判断を行い、取締役の職務執行を監督・監視する体制を構築し経営監視機能を強化するほか、また、職務に精通した業務執行取締役及び執行役員によって、意思決定や業務執行を行うことで経営の責任を明確にし、実効性を確保するところにあります。
社外取締役は、当社経営に対して客観的な意見や助言を提供しているほか、一般株主と同様の立場で意思決定に関与し、経営に対する監督の実効性を高めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会2週間前の6月10日よりも早い6月3日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる総会集中日の6月29日を避けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社HPにてディスクロージャーポリシーを公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後にアナリスト説明会を開催しております（年間2回）。	あり
IR資料のホームページ掲載	東証開示資料及びその他IR資料を自社HPに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内に広報担当部門を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス企業行動指針の実施要綱（行動羅針盤）として、ステークホルダーの尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社においてISO14001の認証を取得しております。環境保全活動等については、毎期環境行動計画を立案し取り組んでおります。 CSR活動の報告媒体としてCSR報告書を毎年9月下旬から10月上旬にかけて発行しております。同時に自社HPにも掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針は次のとおりであります。
(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるグループ行動指針（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底をはかります。
・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
・監査役により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査役監査を実施します。
・社外取締役2名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化をはかり、役員の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
・取締役会の評価を実施し、その運営の適正をはかります。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、決裁申請書、稟議書の文書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程にしたがい保存及び管理を行います。なお、機密文書については各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
・情報システム管理規程を制定して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
・マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、活動での直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行います。その活動の概要は定期的に取締役会へ報告します。
・災害等(地震、火災、新型インフルエンザ、その他)に起因する緊急事態については、危機管理規程にしたがい災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
・内部者取引防止規程（インサイダー取引防止）により、社内情報管理の強化をはかるとともに未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
・情報システム管理規程及び個人情報保護規程に基づき、情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社的管理・統括を実行します。
・反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し、防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
・品質管理規程を制定するとともに品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し商品品質管理を適切に実施します。
・子会社等は関係会社管理規程により、重要な契約の締結、重要な投融資等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危機の抑制をはかることとしています。
・監査室を中心とする内部監査を実施することにより、各部門での損失・危険の拡大防止をはかります。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は原則、取締役会を毎月1回、また取締役及び執行役員等で構成する執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
・業務の効率的運用や責任体制の確立をはかるため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上をはかります。
・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス行動指針（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正な業務遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のグループ行動指針（行動羅針盤）を配布し常時見られるようにしています。
・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
・企業取引の公正化をより進行させることで、下請法（下請代金支払遅延等防止法）マニュアルの整備をはかり順守しています。
・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止をはかります。
・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。
・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように社内通報規定に基づき相談・通報窓口を設置しています。
・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。
・出向規程に基づき、常勤・非常勤に係わらず子会社等の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し、業務及び会計の状況を定常的に監督します。
・企業集団の業務運営状況を把握しその改善をはかるため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。
・子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とのコミュニケーション等により計画修正し当社と密接に連携して職務遂行をはかります。
・子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動規範を順守します。

・子会社等との取引については、基本契約や社内規定等に基づき市場価格によって適切に行います。
・子会社等の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。

(7)監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
・監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助する使用人に対しては、当社の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
・監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役の職務の補助にあたり監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査役会の承認を得ます。

(9)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役の職務の執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。

(10)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・内部監査部門が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めたときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。
・社内通報規定に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
・子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に出席した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項は監査役に報告します。
・子会社等を監査する際、当社の監査役は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認します。
・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規定を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱をしないこと並びに個人情報保護は担保しています。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・執行役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。
・監査役は社長並びに取締役、内部監査室及び会計監査人とは、意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。
・監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。

コーポレート・ガバナンスに係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定,改善等行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業行動規範や、コンプライアンス企業行動指針の実施要綱(行動羅針盤)にて反社会的勢力の排除を規定しているほか、反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに警察当局等と連携し、事由の如何を問わず組織的に毅然とした態度をもって対応します。

また、各種契約書等に反社会的勢力と判明した場合などに備え、必要な条文を挿入して契約時において牽制しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

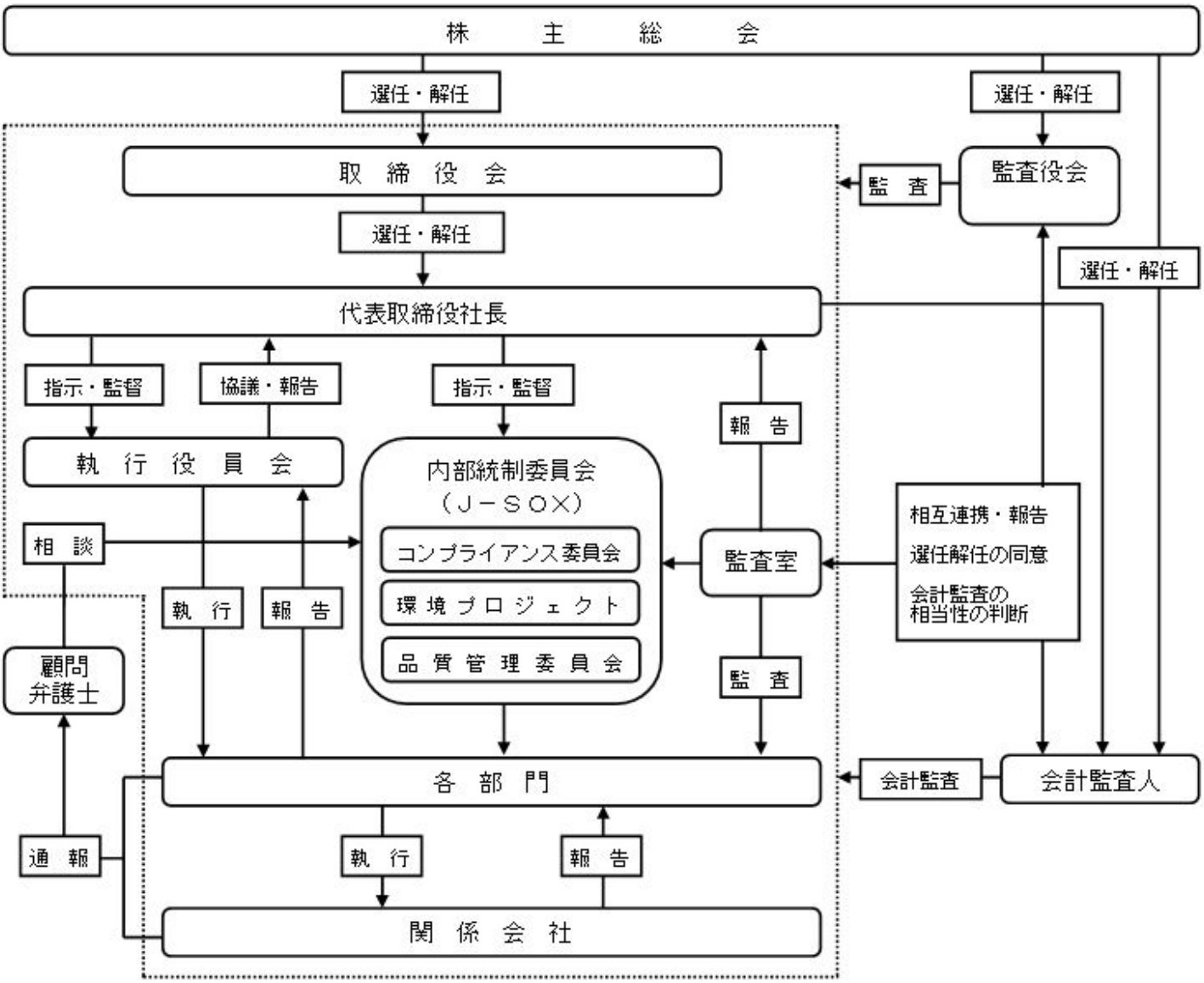
当社の適時開示に関する体制は、以下のとおりです。

1. 基本方針
当社は、投資者等への公正かつ適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識しており、常に投資者等の視点に立ち迅速、正確かつ公平な開示を投資者に対して行うとともに、法令及び取引所規則等を順守し、会社情報の公正な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。
（弊社ディスクロージャーポリシーhttp://www.shimojima.co.jp/ir/toiawase.html）

2. 適時開示の手続
（1）情報収集に関して
当社グループにて、投資家の方々の投資判断に影響を与えるような重要事実が発生したら、総務部・経理部等の各関連部署が情報を集約し、情報開示責任者に報告します。同責任者は、インサイダー取引防止規程に基づいて情報を管理したのち、会社法、金融商品取引法などの関連法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、迅速に開示を判断します。
開示の判断に際して、情報開示責任者は、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の意見を聴取します。

（2）開示方法に関して
情報開示責任者が開示の判断を示したら、総務部または経理部は、東京証券取引所が指定する方法（適時開示情報伝達システム（TDNet））により適時開示を実施します。経理部は、決算等の財務情報に関して、総務部は、その他の非財務情報に関して、開示実務を行います。

（3）モニタリングに関して
情報開示責任者が適時開示を実施するにつき、監査室、取締役会、監査役会は、それぞれ同開示の内容及び状況を監視します。


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
取　締　役　会
監　査
監査役会
選任・解任
選任・解任
代表取締役社長
指示・監督
協議・報告
指示・監督
報　告
執　行　役　員　会
内部統制委員会
（J－SOX）
相　談
コンプライアンス委員会
環境プロジェクト
品質管理委員会
監査室
相互連携・報告
選任解任の同意
会計監査の
相当性の判断
執　行
報　告
顧問
弁護士
監　査
各　部　門
会計監査
会計監査人
通　報
執　行
報　告
関　係　会　社